

# 重層下請構造の改善に向けた 取組について

---

## ○中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ (平成28年6月22日)(抄)

### Ⅱ. 課題に関する対応の方向性

#### 4. 重層下請構造の改善

建設業においては、工事全体の総合的な管理監督機能を担う元請のもと、中間的な施工管理や労務の提供その他の直接施工機能を担う1次下請、2次下請、さらにそれ以下の次数の下請企業から形成される重層下請構造が存在している。重層下請構造は、個々の企業において、工事内容の高度化等による専門化・分業化、必要な機器や工法の多様化への対応等のため、ある程度は必然的・合理的な側面があるとされる一方、重層的な施工体制では、施工に関する役割や責任の所在が不明確になること、品質や安全性の低下等、様々な影響や弊害が指摘されている。

重層下請構造を改善していくためには、これまでに述べた建設生産システムの適正化、技術者や担い手の確保・育成に関わる様々な課題について横断的に対応していくことが必要であることから、その課題と対応の方向性について整理し、総合的な対応を的確に講じる必要がある。

#### 【主な課題】

##### ○下請の重層化が施工管理や品質面に及ぼす影響

重層化により施工体制が複雑化することに伴い、施工管理や安全管理面での影響が生じるおそれがある。具体的には、施工に関する役割や責任の所在が不明確になりやすい、現場の施工に対して元請や上位下請による管理が行き届きにくい、現場の円滑な連絡調整や情報共有に支障が生じやすい、下位下請から元請等に対して施工に関する意見や提案が届きにくい、といった影響が挙げられ、施工体制が重層化するほど、工事の質や安全性が低下するおそれがある。

##### ○下請の対価の減少や労務費へのしわ寄せ

下請として中間段階に介在する企業数が増えることにより、中間段階でこれらの企業に利益として受け取られる対価が増加するため、下位下請の施工の対価の減少や、労務費へのしわ寄せのおそれが生じる。また、下位下請の設計変更や追加工事に関する契約上の処理が不明瞭になるおそれもある。

##### ○施工管理を行わない下請企業の介在

工場製品や資材等の販売を行う代理店等、取引契約上の介在のみで必要な施工管理を行わない企業が施工体制に組み込まれることにより、不要な重層化が生じ、施工に関する役割が不明確になる等の問題が生じる。

##### ○下位の下請段階に見られる労務提供を行う下請の重層化

建設投資が減少し、受注価格が低迷する中、工事の繁閑に対応する目的から、専門工事業者が直接施工に必要な技能労働者を雇用から請負へと外部化する動きが進んでいるとの指摘がある。その結果、下位の下請段階において、主に同業種間で労務提供を行うための重層化が進行し、現場施工を担う技能者の技量や就労状況の把握・管理が困難になることや、技能者の地位の不安定化、不明確な雇用・請負関係を招き、就労環境が悪化するおそれがある。

## ○中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ (平成28年6月22日)(抄)

### 【対応の方向性】

重層下請構造の改善は、広範にわたる課題であり、建設生産システム全体の議論と併せて幅広い観点からの検討が必要である。まずは、当面の措置として以下の対策を講じつつ、引き続き、更なる検討を深めることが必要である。

#### (1) 実質的に施工に携わらない下請企業の排除

実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化の回避を図ることで施工に関する役割や責任の明確化を図るため、工場製品や資材等の販売を行う代理店等、自ら施工管理を行わず、建設業法で必要とされる役割を果たしていない企業については、その施工体制からの排除を徹底する必要がある。

このため、一括下請負の禁止についての法令遵守の指導を徹底する必要があることから、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある。

#### (2) 専門工事業者が中核的な技能労働者を雇用しやすい環境整備

下位の下請段階に見られる労務提供を行う下請の重層化を抑制し、技能者の就労環境の改善や、不安定な就労形態の改善を図るため、1次や2次の専門工事業者が中核的な技能労働者を社員として雇用しやすい環境整備を図ることが必要である。

このため、公共工事の施工時期等の平準化、繁閑調整のための環境整備、建設キャリアアップシステムの整備、社会保険未加入対策の徹底を実施する必要がある。

# 一括下請負禁止の明確化について

○ 基本問題小委員会の中間とりまとめ(平成28年6月22日)において、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除するため、一括下請負の判断基準を明確化すべきと提言された。

⇒ 一括下請負の判断基準として、元請・下請それぞれが果たすべき役割を以下のとおり具体的に定め、平成28年10月14日に通知を発出。(建設業団体、都道府県・政令市、主要発注機関宛)

## ①元請(発注者から直接請け負った者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成</li> <li>○下請負人の作成した施工要領書等の確認</li> <li>○設計変更等に応じた施工計画書等の修正</li> </ul>
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体の進捗確認</li> <li>○下請負人間の工程調整</li> </ul>
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認</li> </ul>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置</li> </ul>
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認</li> <li>○現場作業に係る実地の総括的技術指導</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者等との協議・調整</li> <li>○下請負人からの協議事項への判断・対応</li> <li>○請け負った建設工事全体のコスト管理</li> <li>○近隣住民への説明</li> </ul>

⇒ 元請は、以上の事項を全て行うことが求められる

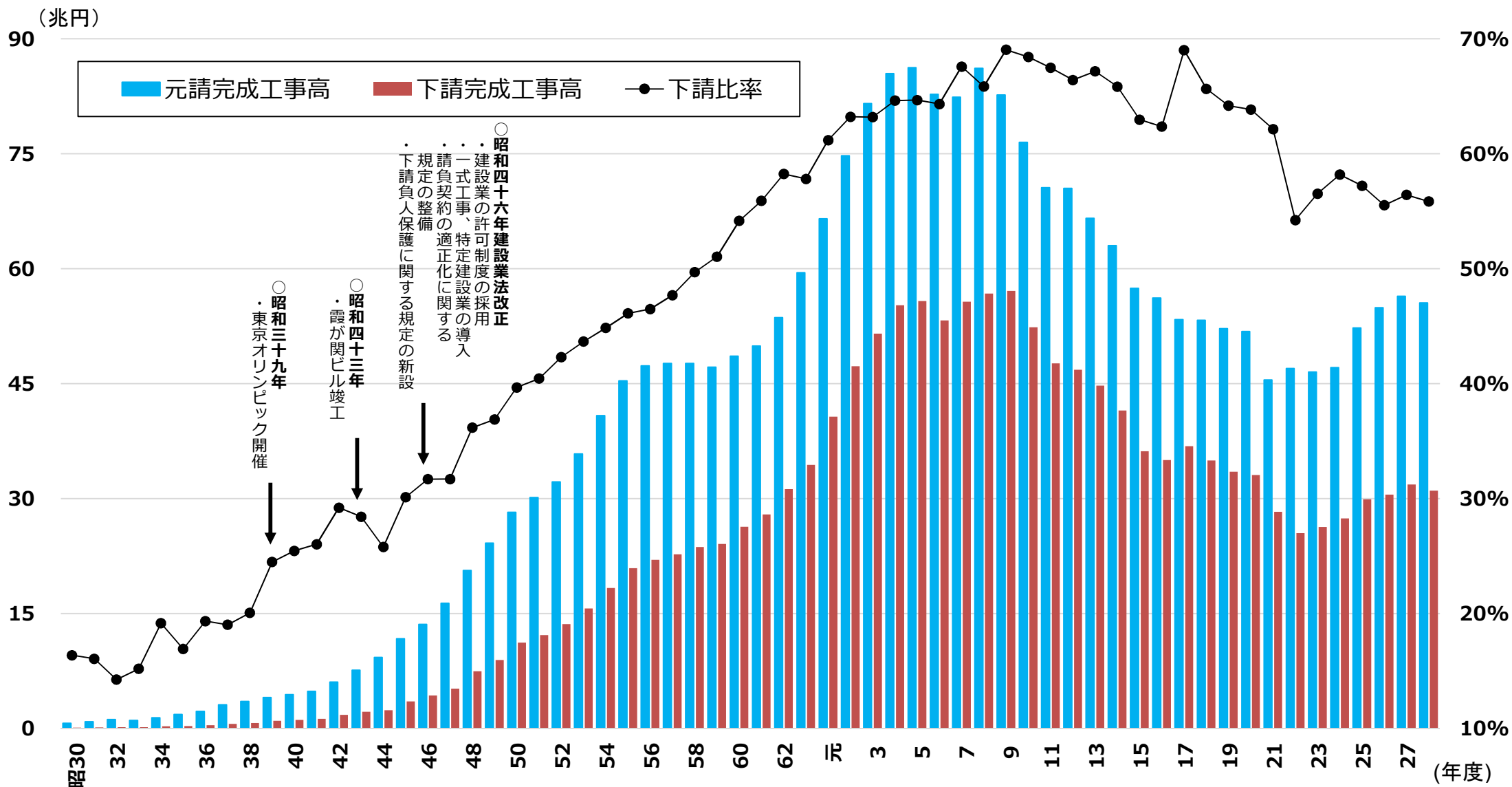
## ②下請(①以外の者)が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成</li> <li>○下請負人が作成した施工要領書等の確認</li> <li>○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正</li> </ul>
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認</li> </ul>
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認(原則)</li> <li>○元請負人への施工報告</li> </ul>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置</li> </ul>
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守</li> <li>○現場作業に係る実地の技術指導*</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○元請負人との協議*</li> <li>○下請負人からの協議事項への判断・対応*</li> <li>○元請負人等の判断を踏まえた現場調整</li> <li>○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理</li> <li>○施工確保のための下請負人調整</li> </ul>

⇒ 下請は、以上の事項を主として行うことが求められる

(注) ※は、下請が、自ら請けた工事と同一の種類の仕事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

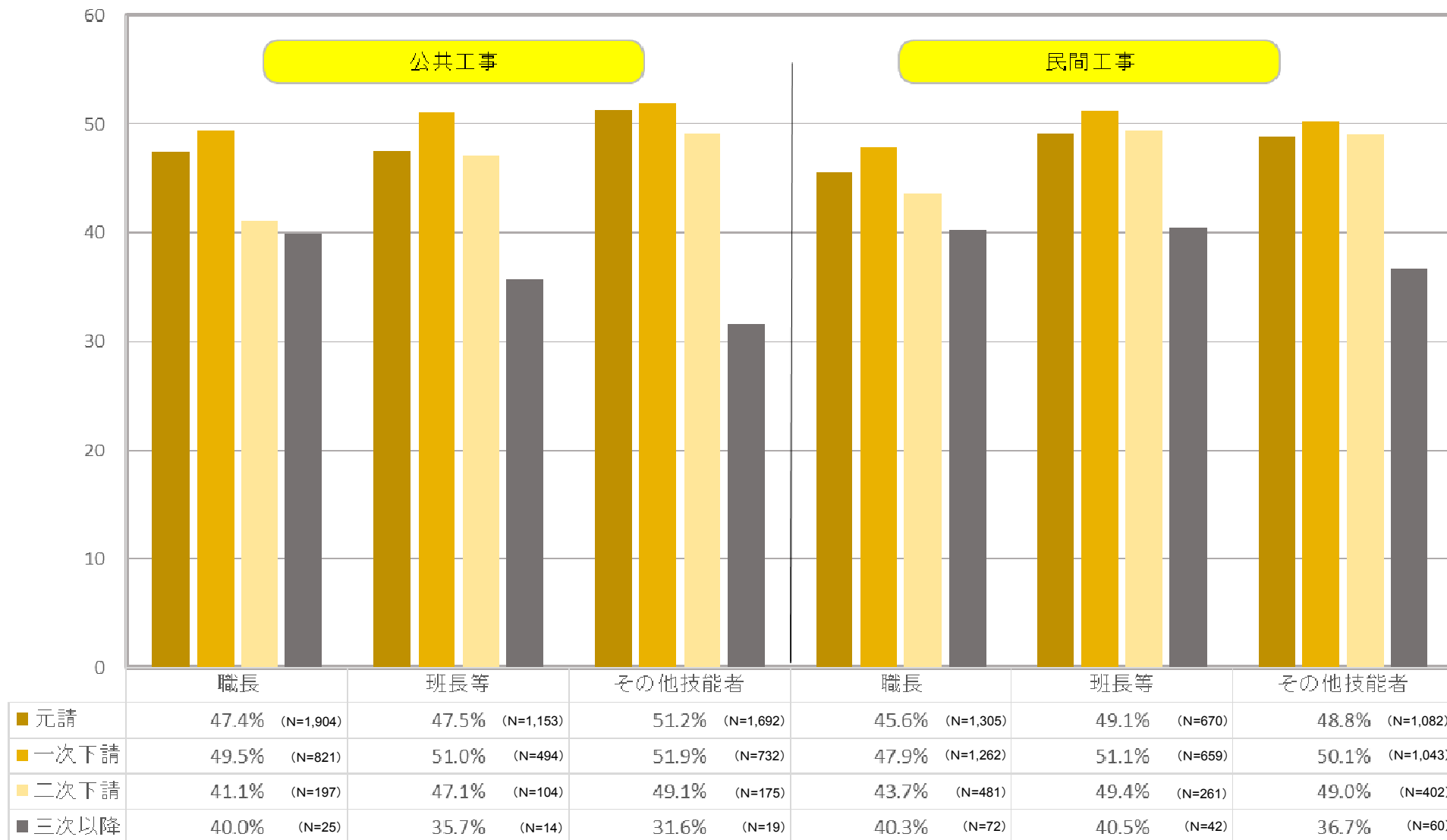
○ 下請比率（下請完成工事高÷元請完成工事高）は下請構造の重層化に伴って上昇傾向にあったが、近年では50%後半で推移。



# 重層下請構造の課題①(賃金の改定状況)

- 直近の一現場(公共・民間)に従事させた技能者の賃金について、平成28年7月以降の改定状況について質問。
- 公共工事・民間発注工事に関わらず、元請企業から二次下請企業までは、4~5割の企業が賃金を引き上げたと回答。一方、三次以下の下請企業では、賃金を引き上げたと回答した企業は、3~4割に留まっている。

賃金を引き上げた企業の割合



# 重層下請構造の課題②(社会保険加入状況)

○ 公共事業労務費調査（平成23年10月調査、平成24年10月調査、平成25年10月調査、平成26年10月調査、平成27年10月調査、平成28年10月調査、平成29年10月調査）における3保険加入状況をみると、全体的に加入割合は上昇傾向であるが、下位の下請ほど加入率は低い傾向にある。

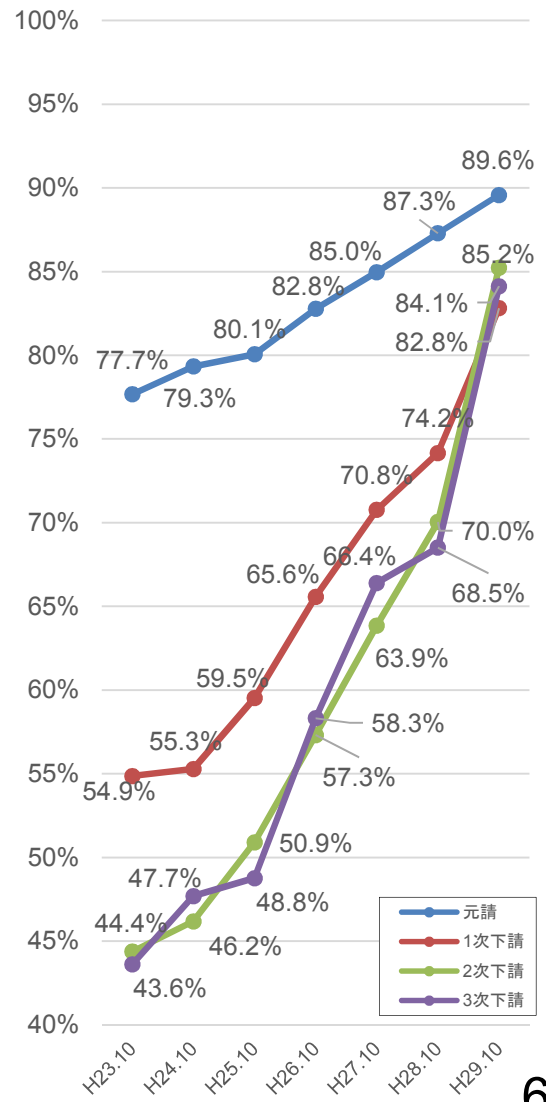
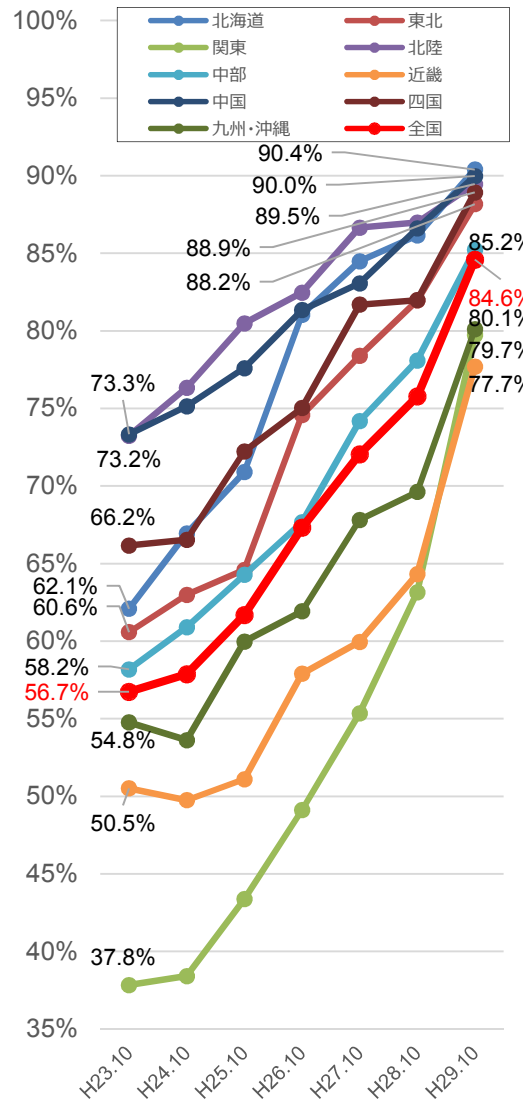
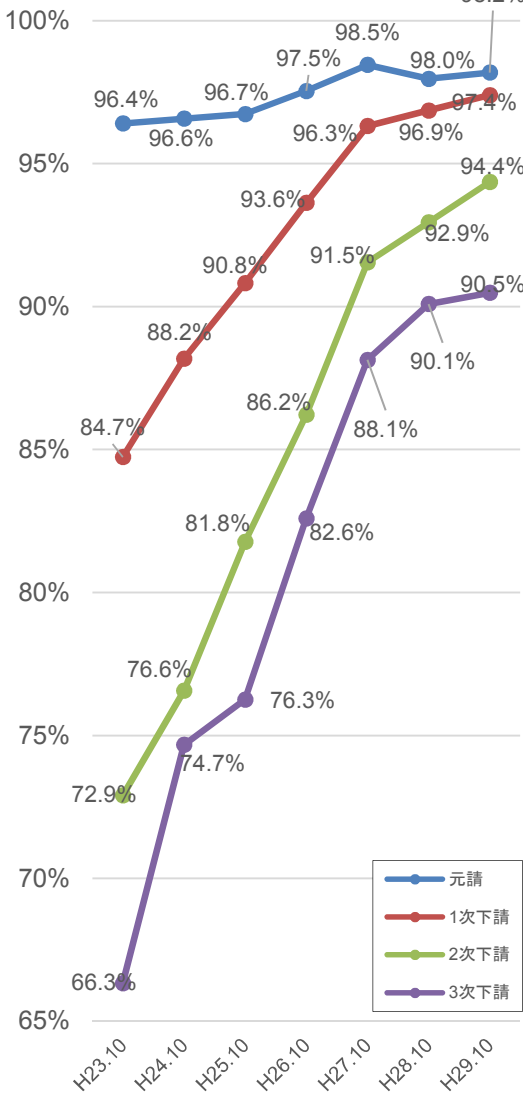
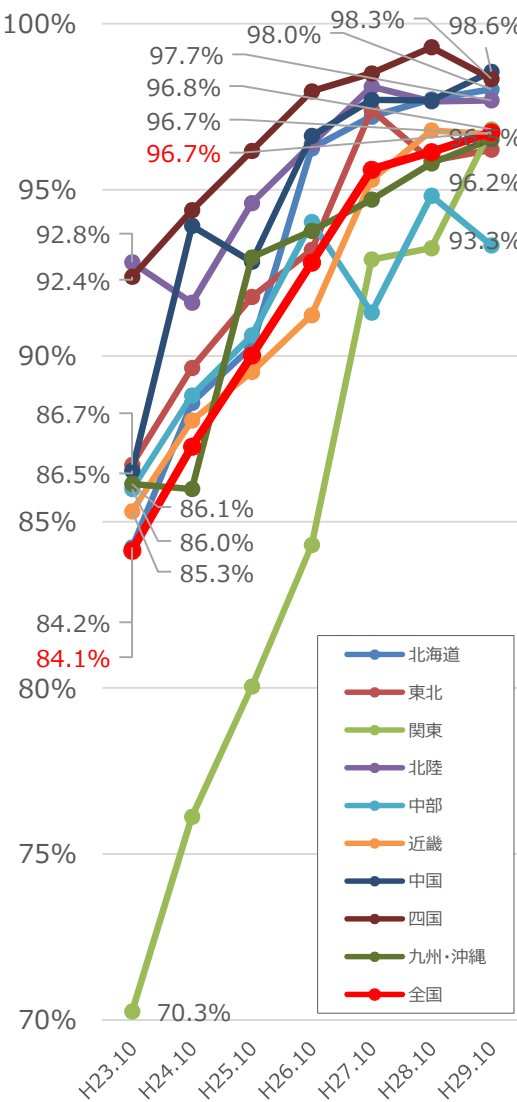
3保険加入割合（地方別）

企業別

3保険加入率（元請・下請次数別）

労働者別

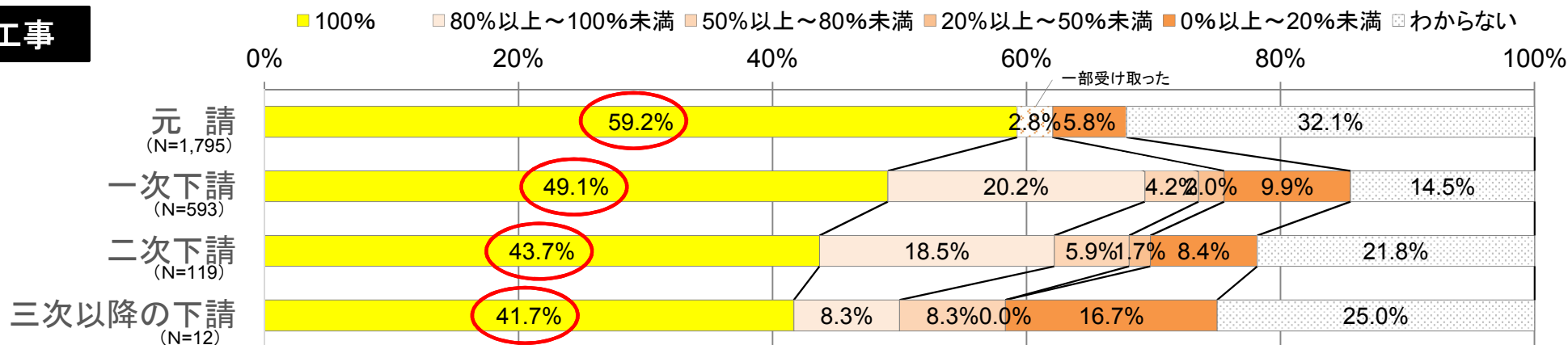
3保険加入割合（元請・下請次数別）



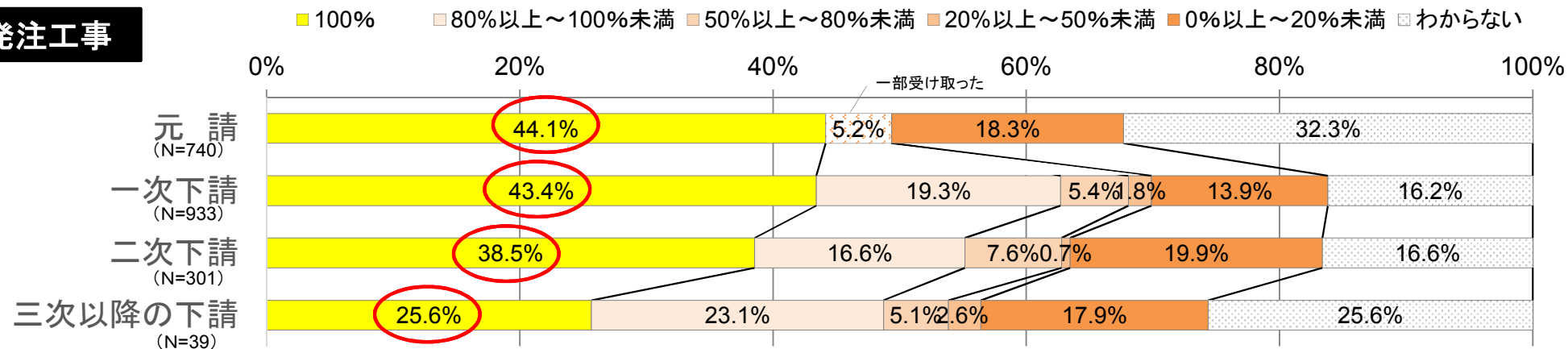
# 重層下請構造の課題③(法定福利費の受取状況)

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費をどの程度受け取ることができたかについて質問。
- 公共・民間発注工事いずれも、高次の下請企業ほど、法定福利費を全額受け取れた工事の割合が減少。

## 公共工事



## 民間発注工事



※下請の回答と比較するため、元請に対する設問の選択肢について、以下のとおり分類してグラフを作成している。

【調査の選択肢】	【分類】
全額受け取った	→ 100%
一部受け取った	→ 20%以上~100%未満
全く受け取っていない	→ 0%以上~20%未満



## 調査目的

建設業の下請構造の現状を確認し、施工体制及び労働者への影響等を把握することで、下請構造の健全化と技能労働者の処遇向上に向けた課題を明らかにする。

## 調査方法

- 建専連の正会員等34団体に加盟する340社を対象に、アンケート調査を実施。
- アンケートでは、下請構造のケースとそれに対する考え方について調査  
(例: 下請発注・受注の頻度、下請構造のケース、現状の下請構造についての考え方)

### 【下請構造のケース】

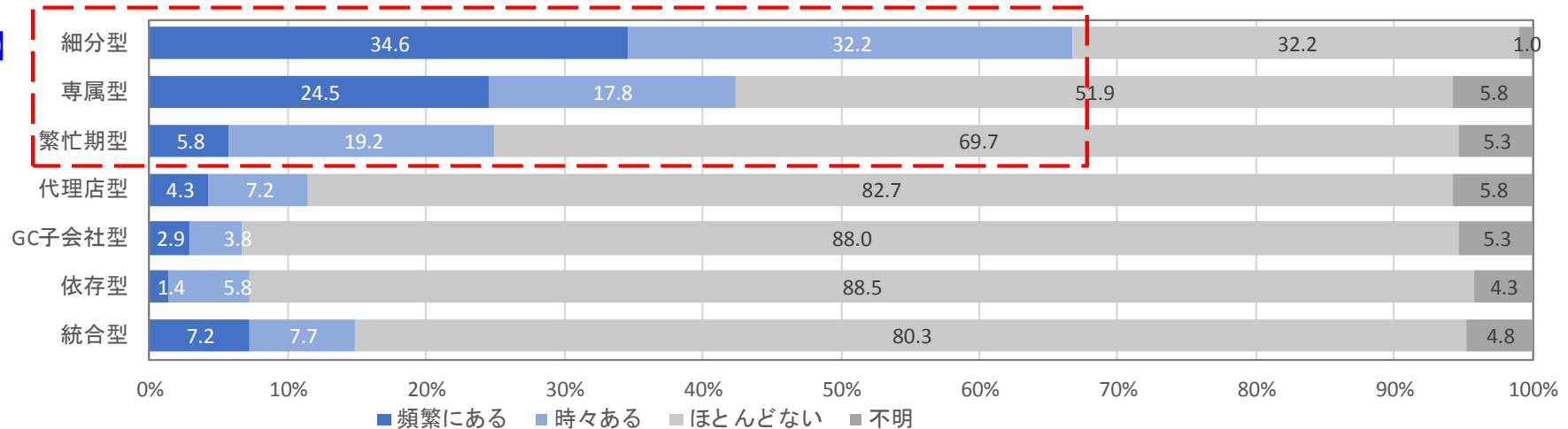
- ① **細分型** : A社は自社が請け負う専門工事に必要な作業を幾つかに細分化して、それぞれの作業を得意とするB社等に下請発注している。
- ② **専属型** : A社は、以前は必要な労働者を雇用していたが、現在はその多くがB社のような専属下請(班)として独立しており、それらに下請発注する形となっている。
- ③ **繁忙期型** : A社は、閑散期に必要な労働者数だけを雇用する方針で、繁忙期にはB社等に下請発注することになっている。
- ④ **代理店型** : A社は、商社(又は代理店)で、1次下請として主に材料の調達等を行い、労務はB社等の2次下請に発注している。
- ⑤ **GC子会社型** : A社は、ゼネコンの子会社(関連会社)で、1次下請として専門工事を請け負っているが、現在はゼネコンとの調整のみを行い、工事はB社等に下請発注している。
- ⑥ **依存型** : A社は、以前から特定ゼネコンの名義人として専門工事を請け負っているが、現在はゼネコンとの調整のみを行い、工事はB社等の2次下請の責任施工としている。
- ⑦ **統合型** : A社は、作業が専門分化している複数の関連工事をまとめて一式請負し、元請との調整及び材料手配等を行い、工事はB社等に下請発注している。

### 調査結果①

- 「細分型」「専属型」「繁忙期型」の順に発生頻度が高く、特に「細分型」は7割近くの業者で発生している。
- 「代理店型」「GC子会社型」「依存型」のような工事を下請に任せるケースは、「仕上」「設備」工事で発生頻度が比較的大きい。

### ◆下請発注のケース別発生頻度

【全体】

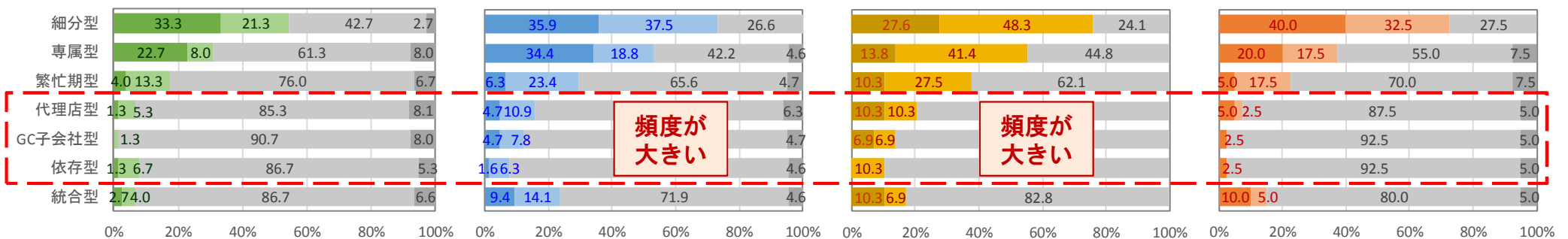


【躯体系】

【仕上系】

【設備系】

【土木系】

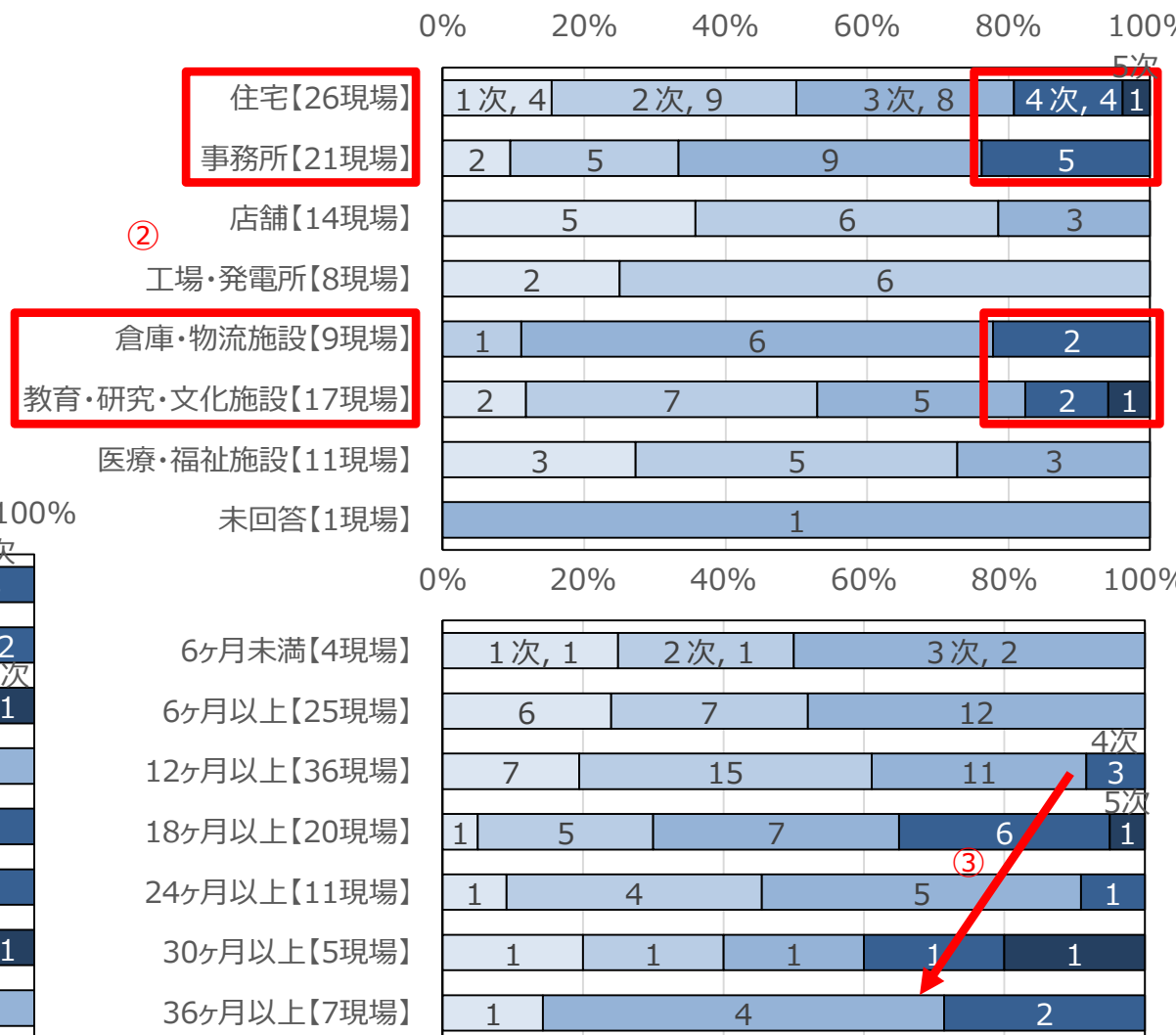
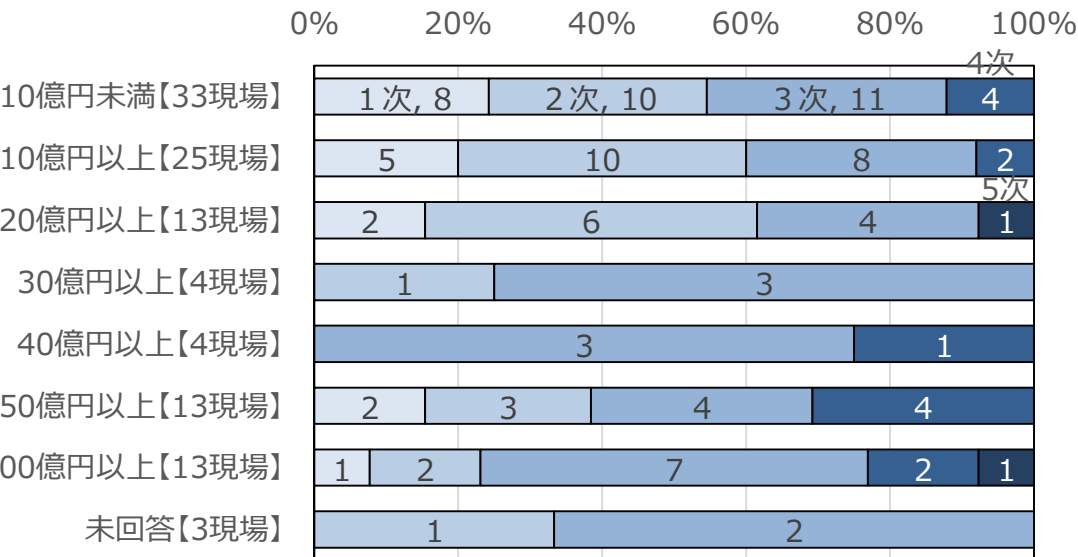
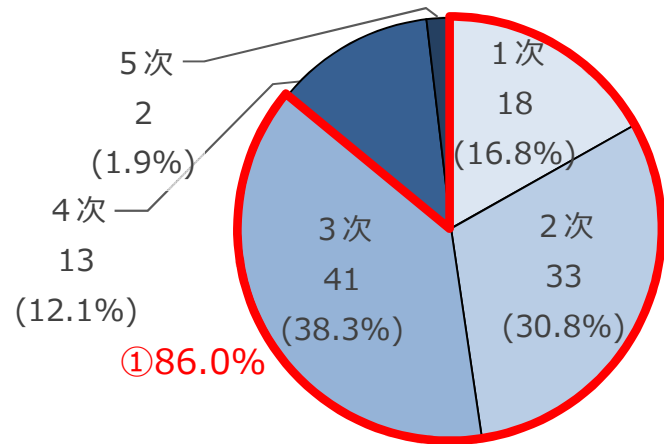


# 調査時点における現場単位の下請次数

重層下請構造発生要因分析調査  
(平成28年度)より

- ① 施工体系図上は3次までで完結するものが全体の86%を占め、最も重層化している工事で5次まで存在。
- ② 工事内容別では、「住宅」「事務所」「倉庫・物流施設」「教育・研究・文化施設」で5次・4次の工事を確認。
- ③ 規模別では、金額別では傾向が見られないが、工期別では日数が多い工事で5次・4次の工事を確認。

調査時点の下請次数別現場数 (合計108現場)



□ 1次 □ 2次 ■ 3次 ■ 4次 ■ 5次

※注文者と請負者のいずれかの回答が存在すればその契約が存在するものとして集計

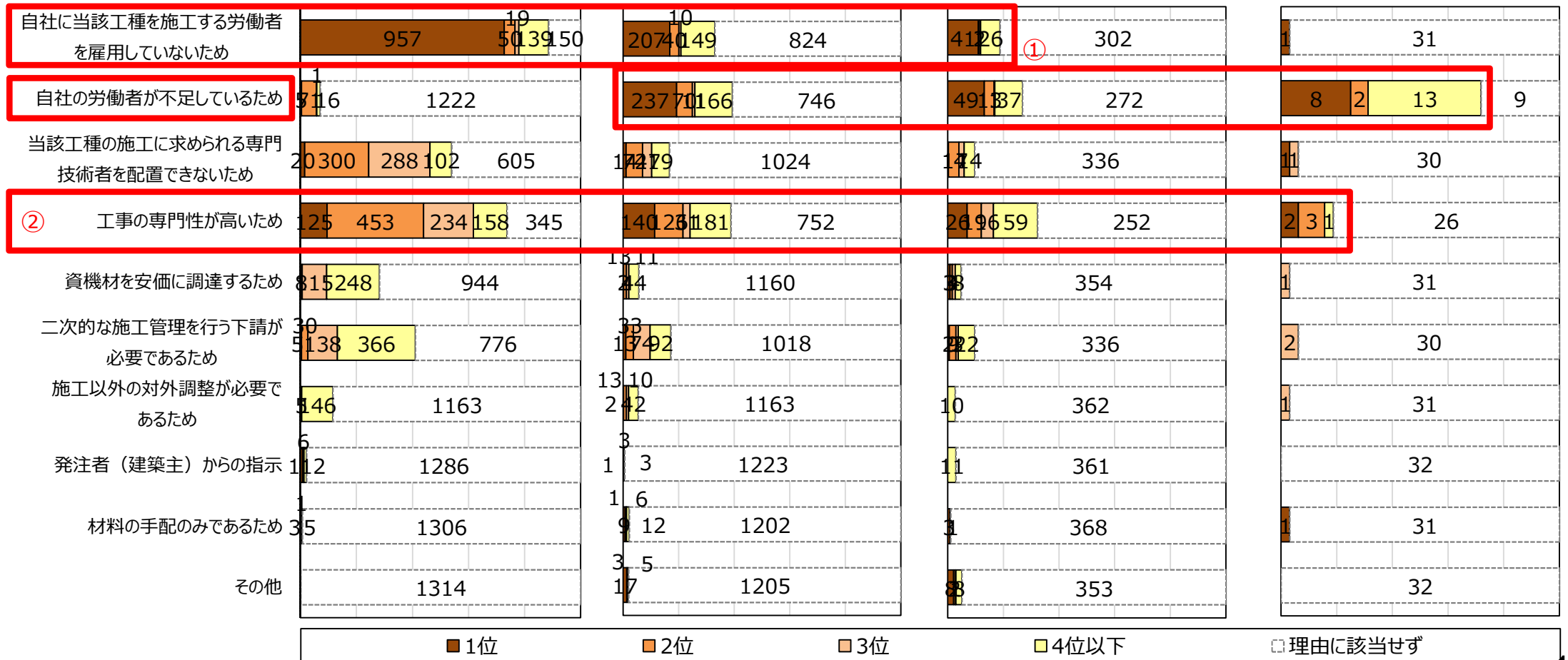
# 下請に付した理由

重層下請構造発生要因分析調査  
(平成28年度)より

- ① 労働者に関しては、元請や上位の下請では「自社に当該工種を施工する労働者を雇用していないため」が多いのに対し、下位の下請では「自社の労働者が不足しているため」が多い。
- ② 「当該工種の施工に求められる専門技術者を配置できないため」「工事の専門性が高いため」は下位の下請ほど少なくなるが、3次下請でも回答されている。

元請 (1,315件)      1次下請 (1,230件)      2次下請 (372件)      3次下請 (32件)

0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100% 0% 20% 40% 60% 80% 100%



## ○生産性向上推進要綱(平成28年4月28日、一般社団法人日本建設業連合会)(抄)

### 第1章 産業構造と生産方式の課題

#### 1. 重層下請構造の改善

##### (1)重層下請構造の現状

建設業の生産性向上については、重層下請構造と言われる今日の産業構造が諸々の局面でその阻害要因になっており、こうした産業構造を合理化するという我が国建設業の根本問題を避けて通ることはできない。

建設業は、長いデフレ経済の下で元請の総合工事業者から1次下請の専門工事業者、2次以下の労務下請に至るまでが、受注の減少に対処するために施工機能を外部化し、企業をスリム化してきた。その結果重層下請構造が深化し、施工技術の高度化による合理的な分業形態の域を越えて、必要以上に複雑な施工体制を強いられ、下請企業や建設技能者の疲弊を招いている。

##### (2)原則2次以内の目標と限界

日建連会員企業は、2009年の「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」以来、重層化した下請発注を「可能な分野で原則2次(設備工事は3次)以内を目指す」との目標を掲げ、改善に努めてきた。

今のところ、データでの検証は困難であるが、それも相当の成果を挙げており、本要綱の目標年度である2020年度を待たずに、特殊な事情がある場合を除き、原則2次までが一般化することが期待される。

ただし、原則2次以内を実現すればそれだけで重層下請構造の弊害が是正され、技能者の処遇が改善されたり、生産工程が合理化される訳ではない。

そのうち技能者処遇改善については、既に長期ビジョンに盛り込まれた具体的な諸施策が推進されているが、生産工程の合理化については、国土交通省を含め、建設業関係者の間でこれといった具体策が共有されるには至っていない。原則2次以内は、重層下請構造合理化の契機になるが、重層下請構造の弊害を是正するには、さらに具体的な取組みが必要である。

# 建設業働き方改革加速化プログラム(平成30年3月20日策定・公表)

- 日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況。
- 建設業が、引き続き、災害対応、インフラ整備・メンテナンス、都市開発、住宅建設・リフォーム等を支える役割を果たし続けるためには、これまでの社会保険加入促進、担い手3法の制定、i-Constructionなどの成果を土台として、働き方改革の取組を一段と強化する必要。
- 政府全体では、長時間労働の是正に向けた「適正な工期設定等のためのガイドライン」の策定や、「新しい経済政策パッケージ」の策定など生産性革命、賃金引き上げの動き。また、国土交通省でも、「建設産業政策2017+10」のとりまとめや6年連続での設計労務単価引き上げを実施。
- これらの取組と連動しつつ、建設企業が働き方改革に積極的に取り組めるよう、労務単価の引き上げのタイミングをとらえ、平成30年度以降、下記3分野で従来のシステムの枠にとられない新たな施策を、関係者が認識を共有し、密接な連携と対話の下で展開。
- 中長期的に安定的・持続的な事業量の確保など事業環境の整備にも留意。

※今後、建設業団体側にも積極的な取組を要請し、今夏を目途に官民の取組を共有し、施策の具体的展開や強化に向けた対話を実施。

## 長時間労働の是正

罰則付きの時間外労働規制の施行の猶予期間（5年）を待たず、長時間労働是正、週休2日の確保を図る。特に週休2日制の導入にあたっては、技能者の多数が日給月給であることに留意して取組を進める。

### ○週休2日制の導入を後押しする

- ・ 公共工事における週休2日工事の実施団体・件数を大幅に拡大するとともに民間工事でもモデル工事を試行する
- ・ 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、公共工事の週休2日工事において労務費等の補正を導入するとともに、共通仮設費、現場管理費の補正率を見直す
- ・ 週休2日を達成した企業や、女性活躍を推進する企業など、働き方改革に積極的に取り組む企業を積極的に評価する
- ・ 週休2日制を実施している現場等（モデルとなる優良な現場）を見える化する

### ○各発注者の特性を踏まえた適正な工期設定を推進する

- ・ 昨年8月に策定した「適正な工期設定等のためのガイドライン」について、各発注工事の実情を踏まえて改定するとともに、受発注者双方の協力による取組を推進する
- ・ 各発注者による適正な工期設定を支援するため、工期設定支援システムについて地方公共団体等への周知を進める

## 給与・社会保険

技能と経験にふさわしい処遇（給与）と社会保険加入の徹底に向けた環境を整備する。

### ○技能や経験にふさわしい処遇（給与）を実現する

- ・ 労務単価の改訂が下請の建設企業まで行き渡るよう、発注関係団体・建設業団体に対して労務単価の活用や適切な賃金水準の確保を要請する
- ・ 建設キャリアアップシステムの今秋の稼働と、概ね5年で全ての建設技能者（約330万人）の加入を推進する
- ・ 技能・経験にふさわしい処遇（給与）が実現するよう、建設技能者の能力評価制度を策定する
- ・ 能力評価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価や当該技能者を雇用する専門工事企業の施工能力等の見える化を検討する
- ・ 民間発注工事における建設業の退職金共済制度の普及を関係団体に対して働きかける

### ○社会保険への加入を建設業を営む上でのミニマム・スタンダードにする

- ・ 全ての発注者に対して、工事施工について、下請の建設企業を含め、社会保険加入業者に限定するよう要請する
- ・ 社会保険に未加入の建設企業は、建設業の許可・更新を認めない仕組みを構築する

※給与や社会保険への加入については、週休2日工事も含め、継続的なモニタリング調査等を実施し、下請まで給与や法定福利費が行き渡っているかを確認。

## 生産性向上

i-Constructionの推進等を通じ、建設生産システムのあらゆる段階におけるICTの活用等により生産性の向上を図る。

### ○生産性の向上に取り組む建設企業を後押しする

- ・ 中小の建設企業による積極的なICT活用を促すため、公共工事の積算基準等を改善する
- ・ 生産性向上に積極的に取り組む建設企業等を表彰する（i-Construction大賞の対象拡大）
- ・ 個々の建設業従事者の人材育成を通じて生産性向上につなげるため、建設リカレント教育を推進する

### ○仕事を効率化する

- ・ 建設業許可等の手続き負担を軽減するため、申請手続きを電子化する
- ・ 工事書類の作成負担を軽減するため、公共工事における関係する基準類を改定するとともに、IoTや新技術の導入等により、施工品質の向上と省力化を図る
- ・ 建設キャリアアップシステムを活用し、書類作成等の現場管理を効率化する

### ○限られた人材・資機材の効率的な活用を促進する

- ・ 現場技術者の将来的な減少を見据え、技術者配置要件の合理化を検討する
- ・ 補助金などを受けて発注される民間工事を含め、施工時期の平準化をさらに進める

### ○重層下請構造改善のため、下請次数削減方策を検討する

# 地方公共団体における下請次数制限の取組について

		導入時期	重層下請対策の取組状況	強制性・ペナルティ
下 請 次 数 制 限	埼玉県	H28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6,000万円以上の土木工事を「重層下請改善工事」として、特記仕様書に「可能な限り下請次数の抑制に努めること」と記載している。</li> <li>・また、3次以下の下請と契約を結ぶ際には理由書を提出させている。</li> </ul>	なし(努力規定)
	新潟県	H19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域保全型工事(予定価格250万円を超え7,000万円未満の特殊な技術を要しない地域の安全・安心確保に深く関わる土木一式工事であって、発注者が選定する工事)では下請は2次まで(例外は認めない)</li> <li>・また、下請は、原則として発注局管内に本店もしくは支店を有する企業のみ</li> <li>・地域保全型工事(予定価格250万円を超え7,000万円未満(電気・管工事は900万円未満)の特殊な技術を要しない地域の安全・安心確保に深く関わる建築一式工事、電気工事又は管工事であって、発注者が選定する工事)では原則2次まで</li> <li>・ただし、受注者からの協議の上、制限対象から除外することもある</li> <li>・また、下請は、原則として当該地域管内に本店もしくは支店を有する企業のみ</li> </ul>	ペナルティは明示していないが、契約不履行などで指名停止等を実施することもあり得る。
	福井県	H26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての工事を対象</li> <li>・建築一式工事は3次、それ以外は2次(ただし、1,000万円以下の土木工事は1次まで)</li> <li>・制限次数以上に下請契約を結ぶ場合は、制限除外申請が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制限以上に下請契約している実態が判明した場合、是正指導を行う</li> <li>・是正指導に従わない場合は指名停止等の措置を講じる</li> </ul>
	京都府	H24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請次数を、原則として建築一式工事においては3次、建築一式工事を除く建設工事においては2次以内としている</li> <li>・上記、以上に下請契約を結ぶ場合は、理由書を提出させている。</li> </ul>	理由書等を提出しない場合は指導し、従わない場合は指名停止等の措置を講じる。
	鳥取県	H27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての工事を対象</li> <li>・建築一式工事等建築・営繕系工事は3次(H29.10～)</li> <li>・それ以外は2次(H27～)</li> <li>・ただし、制限次数以上に下請契約を結ぶ必要がある場合は、監督員と協議の上、認めている</li> </ul>	「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」において、次数制限以上に下請契約を結んでいることが判明した場合に、是正指示を行い、指示に従わない場合には資格停止を行うことも可能
評価 総合	長崎県	H25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式による入札において</li> <li>・入札時に下請次数を建築で3次まで、建築以外で2次までにすることを誓約した場合、総合評価の加点対象としている。</li> </ul>	誓約書に違反した場合は、 <u>工事成績点を10点減点</u> している

## ○建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(平成29年8月28日)(抄)

### 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

#### (3) 生産性向上

○ 受注者は、時間外労働の上限規制の適用に向け、まずは自らの生産性向上に向けた一層の取組の推進が不可欠であるとの認識の下、発注者の理解も得ながら、下記の取組等を積極的に推進することにより、建設工事の現場における生産性向上を推進する。

- ・ 工事現場におけるICTの活用等による、施工の効率化や品質・安全性の向上
- ・ 技能労働者の多能工化や技能水準の向上
- ・ プレキャスト製品やハーフプレキャスト等の活用
- ・ 重層下請構造の改善



- 生産性向上は、私は大きくは3つくらいの問題があって、1つは無駄な分業化、それから、無駄な重層化をどうやって改善するかという問題があります。分業化が進み過ぎているので、稼働率が上がらないという、この産業の根本的な問題があるんです。

- 重層下請構造は、個々の企業において、工事内容の高度化等による専門化・分業化、必要な機器や工法の多様化への対応等のため、ある程度は必然的・合理的な側面があるとされる一方、重層的な施工体制では、施工に関する役割や責任の所在が不明確になること、品質や安全性の低下、下請の対価の減少や労務費へのしわ寄せ等、様々な影響や弊害が指摘されている。
- また、今後、発注者の理解を得つつ働き方改革の取組を進めるためにも、発注者にとってブラックボックス化しているとの指摘もある行き過ぎた重層構造を改善し、生産性が高く、分かりやすい施工体制とすることが重要。
- 既に、一括下請負の基準の明確化や、法令遵守の徹底（一括下請負等法令違反があった場合の経審での減点強化）などの取組を行っているところであるが、今後さらに、行きすぎた重層構造を改善し、生産性の高い施工体制とするため、制度面でどのような方策が考えられるか。
- 具体的には、次頁のような対応の方向性、施策例についてどのように考えるか。

主な重層化の要因	対応の方向性	具体的な施策例
<p><b>専属型</b></p> <p>(建設投資の減少等により、直用技能者を外注化したことに伴う重層化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安定的な建設投資の確保を前提としつつ、社員化等を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能や経験を有する技能者が社員化できる環境の整備(建設キャリアアップシステムの活用等)</li> <li>○ グループ化</li> </ul>
<p><b>繁忙期型</b></p> <p>(繁忙期における労務を確保するために下請発注を行うことに伴う重層化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ なるべく繁閑の波をなくす</li> <li>○ 繁忙期における労務提供を円滑化する</li> <li>○ 繁忙期であってもなるべく重層化しない仕組みの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施工時期の平準化の推進</li> <li>○ 就業機会確保事業の有効活用</li> <li>○ 下請共同施工制度(仮称)の構築により、下請間の重層化を軽減する</li> </ul> <p style="text-align: right;">} 別途資料3で議論</p>
<p><b>代理店型</b></p> <p>(資材の調達等を行う商社(又は代理店)が施工体制に入ることに伴う重層化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実質的に施工に携わらない建設企業を排除する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一括下請負の基準の明確化(H28.10~)</li> <li>○ 法令遵守の徹底(一括下請負等法令違反があった場合の経審での減点強化)(H29.7~)</li> </ul>
<p><b>その他</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記のほか、不必要な重層下請構造をなるべく回避する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体の取組も参考としつつ、発注者等に説明のできない重層構造を回避する方策の検討(例えば、施工体制台帳や施工体系図の活用による下請次数や下請企業数等の「見える化」)</li> </ul>